



平成 27 年 2 月 20 日

各 位

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社 カービュー
代表取締役社長 兵頭 裕
(コード番号：2155 東証マザーズ)
問合せ先：取締役管理本部長 大塚 博康
電話番号：(03) 5859-6190

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 23 日付け当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」(以下「平成 27 年 1 月 23 日付け当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び、全部取得条項付普通株式(下記 I. ②において定義いたします。)の取得について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認決議されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 27 年 3 月 22 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年 3 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 27 年 3 月 25 日を基準日と定め、同日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社を除く株主の皆様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式の全部を、平成 27 年 3 月 26 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社 A 種類株式(下記 I. ①において定義いたします。)を 591,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主の皆様として定めることを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 27 年 1 月 23 日付け当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の①から③の手続による、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本全部取得手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、平成 27 年 1 月 23 日付け当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更について」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)」に記載の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種類株式(以下「A 種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)に変更いたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 591,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 591,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、ヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます。）以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 各議案に係る承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更（本全部取得手続のうち①及び②）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本全部取得手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 27 年 1 月 23 日付け当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更について」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更について」の「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）」に記載のとおりです。

（2）定款変更の効力の発生

本全部取得手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本全部取得手続のうち②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 27 年 3 月 26 日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本全部取得手続のうち③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役会にご一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成 27 年 1 月 23 日付け当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本全部取得手続のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、取得日（下記（2）において定義いたします。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 591,000 分の 1 株の割合をもって交付す

るものです。なお、ヤフー以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本全部取得手続のうち②の定款変更の効力発生を条件として、平成27年3月26日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を591,000分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へに交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てヤフーに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、基準日において株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に863円（ヤフーが平成26年10月23日から平成26年12月8日まで行った当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へに交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

III. 本全部取得手続の日程の概要（予定）

本全部取得手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成27年2月20日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成27年2月20日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成27年2月20日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日 設定公告	平成27年3月4日(水)
当社普通株式の売買最終日	平成27年3月20日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成27年3月23日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成27年3月25日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成27年3月26日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成27年3月26日(木)

以 上